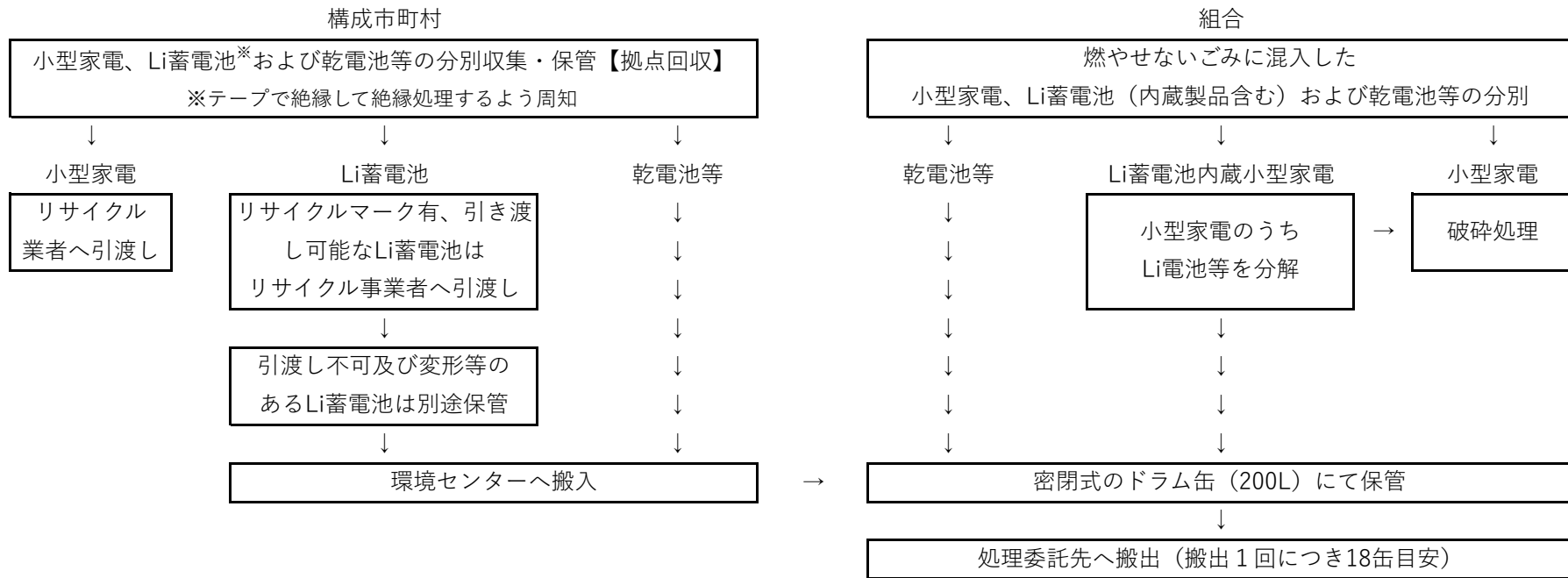


リチウムイオン（Li）蓄電池等の処理の流れ

令和8年7月時点



リチウムイオン（Li）蓄電池等の保管状況（参考）



燃やせないごみから分別した小型家電
(5×5mヤード内に保管)



Li蓄電池等の保管状況※
18缶ごとに搬出



水銀使用製品（蛍光灯等）も分別収集
の対象とし、別途保管している

※Li蓄電池等の分別収集は令和8年度から開始されたものであり、4～6月の3ヶ月間で10缶ペースである。

なお、構成市町村のうち会津若松市は令和8年7月から拠点回収開始のため、今後の貯留ペースは変化する可能性がある。